

## 自治金融制度お申し込みの方へ

### 融資対象

1. 市内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る）を引き続き 1 年以上営んでいること。（稲敷市に納税していること）
2. 市内に居住し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る）を引き続き 1 年以上営んでいること。（法人の場合は市内に登録していること）

### 必要な書類

- 申込書（協会統一様式）
  - ※ 信用保証委託申込書（写し）
  - ※ 保証人を徴求する場合、保証人等明細（写し）
- 決算書又は収支内訳書・税務申告書（写し）直近 2 期（年）分（税務署受付印のあるもの、法人の場合、勘定科目内訳明細を含む。）
  - ※ 保証協会に提出済みであっても、提出下さい
- 未納のない証明書（写し可）\*注意 1
- 市税関係納付状況を調査することの同意書 \*注意 2
- 納税証明書 \*注意 3
- 商業登記簿謄本（全部事項証明書）（写し）
- 許認可を要する業種の場合、許認可証（写し）
- 資金用途が設備資金の場合、見積書・契約書・カタログ等（写し）
- 信用保証料補給金交付申請書（原本）
- その他、金融機関又は信用保証協会より指示された書類等

\*注意 1 未納のない証明書について

（市外居住者の方も稲敷市のものを提出下さい。）

個人事業主は申込人、法人は法人の証明書になります。

\*注意 2 同意書について

①個人事業の場合

申込人、配偶者、事業専従者、国民健康保険納税義務者、保証を付した場合は保証人を署名し捺印ください。

②法人の場合

申込人（法人）、代表者、代表者の配偶者、代表者の家族（役員のみ）、国民健康保険納税義務者の署名し捺印ください。

\*注意 3 納税証明書の範囲（当該地の直近 3 年分）

①個人事業の場合（対象者：申込人、配偶者、事業専従者、国民健康保険納税義務者）

（市内居住）＋（市内事業所）→不要（直近の市県民税は必要に応じて）

（市内居住）＋（市外事業所）→①市県民税②固定資産税③軽自動車税  
④国民健康保険

（市外居住）＋（市内事業所）→①市県民税②固定資産税③軽自動車税  
④国民健康保険

②法人事業の場合（対象者：法人、代表者、代表者の配偶者、代表者の家族（役員のみ）、国民健康保険納税義務者）

（市内居住）＋（市内事業所）→不要（直近の市県民税は必要に応じて）

（市外居住）＋（市内事業所）→①市県民税②固定資産税③軽自動車税  
④国民健康保険

### 3. 信用保証協会の保証が受けられること。

※ 商工会規定により、借入額の 2/1000 の手数料を請求させていただきます。

※ 稲敷市から信用保証料の全額補助があります。

（注）保証料補助は、市から直接保証協会に対し行われますので、借入人への入金はありません。